

大崎町地域計画協議の場（高井田地域）の結果について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎町長 東 靖弘

市町村名	大崎町	
地域名	高井田地域（高井田）	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日 (第1回)	

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多数の農業法人やお茶農家が生産を行っており、農地の集積が行われているが、場所によって集約が進んでいないところもある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型農業については農地の交換等を推進し、お茶農家については改植などのタイミングで農地の集約等を行えないかを検討していく。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等の面積	33.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は別添地図のとおり）

人・農地プランをベースとし、農業振興地域内を区域とする。

3. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積, 集団化の取組
認定農業者に集積・集約をする。農地中間管理事業の推進を集中して行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域集積協議会を設立していた関係で、機構の活用率は90%と高い。
(3) 基盤整備事業への取組
既に基盤整備が終了しており、今後、新たに要望する予定は現在のところない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
土地利用型の農業法人が地域にあるため、今後も耕作しやすいよう集約を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下の任意記載事項

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業
	④輸出		⑤果樹等		⑥燃料・資源作物等
	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他

【選択した上記の取組内容】

--